

# 令和3年度 事業計画書

令和3年度は、注入工法の社会的信頼性を確保するため、技術の維持向上と技術継承、工法のデジタル化の推進、暫定指針レビューへの対応等の事業を中心に、コロナ事情を考慮して実施する。

## 第 I 事業

### 【I】調査・研究開発事業

注入工法の信頼性を確保するため、次の事業を実施する。

#### 1. 調査・研究開発の継続実施

- (1) 注入工法の最適化を図るための事業の継続実施
- (2) 生産性と信頼性の向上を図るための支援策の検討  
協会各社が i-Construction の一環として取り組まれている注入結果の可視化等に協会として信頼性を付加できるような支援策を検討し生産性と信頼性の向上に努めてまいります。
- (3) 国土交通省の暫定指針レビューへの対応
- (4) インドネシア版薬液注入工のガイドライン策定支援
- (5) 長期耐久性に関する調査研究の継続実施

#### 2. 薬液注入工法の施工実績に関する調査の継続実施

水ガラス系薬液年度別施工数量及び工法別等の調査を継続実施する。

#### 3. 薬液注入工法の施工管理機器・チャート紙の認定等の継続実施

- (1) 協会認定型流量計の認定及び定期検査証の発行
- (2) 協会認定チャート紙（流量記録紙）の認定
- (3) 使用薬材の協会登録

### 【II】注入工法の普及啓蒙を図る事業

注入工法を広く正しく利用いただき信頼性を確保するため、コロナ事情を考慮し次の事業を継続実施する。

対象者は、発注者（国・地方公共団体等）、総合建設業、設計事務所及び会員等である。

#### 1. 協会活動の普及啓蒙

協会活動を広く関係者に紹介し理解と協力を得るため、業界紙の「地盤特集号」に会長インタビュー記事と会員名簿を掲載し広報活動を実施する。

#### 2. 関係行政施策への支援・協力

- (1) 関係行政通達等の会員への周知  
関係省庁からの通達等をホームページに掲載し速やかに会員に周知する。  
また、会員への協力要請があった場合は会長名の文書により協力依頼をする。
- (2) 国の地方機関・都道府県等の行政施策への協力・支援

### 3. 関係機関等との意見交換に参画

- (1) 登録基幹技能者制度推進協議会に参画  
登録基幹技能者の活用促進を推進するため同協議会に参画し意見交換を行う。
- (2) 建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会に参画  
社会保険・処遇改善を推進するため同協議会に参画し意見交換を行う。
- (3) 建設キャリアアップシステム運営協議会に参画  
本システムの普及・利用を促進するため同協議会に参画し意見交換を行う。  
本システムは、建設技能者一人ひとりの経験や技能について、業界横断的かつ業界統一のルールで把握し評価する。
- (4) 建設技能者の能力評価推進協議会に参画  
令和2年度から運用開始されたレベル判定システムにより、建設技能者の能力を正しく評価し経験や技能に応じた処遇改善に繋げるため、同協議会に参画し意見交換を行い技能者の能力を正しく評価し処遇の見える化を推進する。  
CCUS登録技能者のレベル判定手続きをCCUSへのワンストップ化し、レベル判定の利便性を向上させるため、レベル判定システムによる判定受付は令和3年6月15日をもって一時停止される。
- (5) 関係省庁、地方公共団体、関係団体との意見交換を継続実施する。

### 4. 講師派遣による普及啓蒙

- (1) 日本下水道事業団研修センターが主催する地方公共団体担当者研修会に依頼を受けて講師を派遣し工法の普及啓蒙を図る。
- (2) 技術説明会による普及啓蒙事業  
技術説明会は、工法を広く関係者に正しく理解いただくため、平成9年度より令和元年度までは毎年度全国の主要都市4～5箇所で開催していたが、令和2年度はコロナ事情により実施できなかった。令和3年度もコロナ事情を考慮し実施する。この説明会は、支部が企画し本部と協議のうえ実施するもので、本部は講師を派遣し経費助成を行う。令和3年度は、東北支部、関東支部、北陸支部、中部支部、関西支部、中国支部が予定している。
- (3) 地方自治体や関係団体等からの依頼を受けて講師を派遣し工法の普及啓蒙を図る。

### 5. 資料集等の改訂・発行及び頒布等の事業

注入工法に関する調査・研究開発の成果を広く正しく利用いただくため、小冊子の「資料集等」として発行し頒布する事業を令和3年度も継続実施する。また、改訂する資料集は次の④設計資料と⑤積算資料である。

(資料集は日本国内の仕様であるため頒布は国内限定とする。)

#### 「資料集等(刊行物等)」

##### 〔基本指針〕

- ① 薬液注入工法的设计・施工指針 (平成元年6月)
- ② 耐久グラウト注入工法施工指針 (平成24年3月)

##### 〔技術論文〕

- ③ 原位置長期耐久性確認試験10年目の報告書 (平成25年3月)

#### 〔運用の基礎〕

- ④ 令和3年度版 設計資料（令和3年6月発行） 【改訂】
- ⑤ 令和3年度版 積算資料（令和3年6月発行） 【改訂】
- ⑥ 平成30年改訂版 施工資料（平成31年3月発行）
- ⑦ 設計資料の英訳版(2018年Version)（平成30年度改訂）(令和元年4月発行)

#### 〔管理〕

- ⑧ 薬液注入工事における施工管理方式（平成2年10月）

#### 〔実用書〕

- ⑨ 新訂「正しい薬液注入工法」—この一冊ですべてがわかる—（令和元年8月第4版増刷）  
当協会編集・日刊建設工業新聞社発行

### 6. 工法に関する窓口相談対応事業

工法の設計・施工・管理に関する問い合わせが毎年多数あり、技術委員会薬液注入部会の委員が指導・助言等を行う。対象は、国の機関・地方公共団体、総合建設業、設計事務所及び会員等である。

### 7. その他の普及啓蒙事業

- (1) ホームページを活用した総合的な広報活動を推進する。  
協会に登録されている薬液注入工事の使用薬材をホームページに掲載する。
- (2) 本部・支部が新聞等広報媒体を活用し広報活動を実施する。
- (3) 支部独自の普及啓蒙事業
  - ①建設技術フォーラム2021に注入工法紹介パネル等を出展し広報活動を実施する。
  - ②工法の普及啓蒙を図るため関係団体と意見交換会を実施する。
  - ③国の地方機関・地方公共団体等に耐久グラウト注入工法のPR活動を実施する。
  - ④現場の安全パトロールを実施する。

### 【Ⅲ】 注入工法の技術向上を図る事業

グラウト技術の信頼性と技術継承を確保するため、次の事業を継続実施する。

#### 1. 登録グラウト基幹技能者講習の継続実施

第Ⅲ期の第13回認定講習及び第Ⅱ期の第8回更新講習を実施する。

- (1) 令和3年度（第8回）更新講習（対象者：186名）
  - ① 更新講習の申請 5月20日（木）～6月18日（金）
  - ② テキスト・問題送付 7月中旬
  - ③ 解答提出 8月23日（月）

※仮失効者の救済措置は6ヶ月以内（9月まで）に更新講習の受講が必要。

- (2) 令和3年度（第13回）認定講習事業  
講義12時間及び試験1時間のカリキュラムにより行う。  
認定講習日 令和3年9月11日（土）・12日（日）の2日間。  
原則東京会場と大阪会場の同時開催とする。
  - ① 東京会場 ケミカルグラウト(株) 会議室
  - ② 大阪会場 (株)大阪防水建設社 会議室
- (3) 令和3年4月1日現在の有資格者 812名

## 2. 国家資格取得支援講習事業

- (1) 「2級土木施工管理技術検定試験（種別：薬液注入）」の取得支援講習  
当該検定試験の受験者を支援する講習会で、毎年東京と名古屋（又は大阪）  
の2箇所で開催する。  
注）コロナ事情を考慮して検討する。
- (2) 同講習テキストの改訂・発行  
講習テキストの要否を検討する。必要である場合は本年度改定する。  
令和元年度にパワーポイントと実地・学科の問題集を改訂した。

## 3. 技術継承のための継続教育事業

講習会・技術説明会をCPDS認定講習とし、継続教育を支援する。

## 【IV】その他の事業

### 1. 震災等の災害応急対策支援事業

協会では、国や地方公共団体等各方面から要請に基づき、当面の災害応急対策に可能な限り協力できるよう順次検討し支援を行う。

### 2. 表彰・顕彰の候補者推薦事業

国土交通省からの候補者推薦依頼を受けて推薦する。

### 3. 機関誌発行事業

協会活動等を会員に周知するため機関誌を発行・配布する。

### 4. 諸規定整備事業

協会運営に必要な諸規定等を整備する。

## 第Ⅱ 会 務

### 【Ⅰ】会員現況報告

令和3年4月1日現在の会員数 正会員65社 賛助会員53社・3団体

### 【Ⅱ】会議等の開催

協会の運営管理に関する重要事項を審議し決定するため会議等を開催する。

1. 第46回通常総会（令和3年6月16日（水））
2. 第46回通常総会懇親会（中止）
3. 理事会 年5回（6月通常総会当日1～2回、8月、11月、3月に開催）
4. 業務執行理事会（必要に応じて随時開催）
5. 監事監査及び監査報告（6月に監査し、理事会・通常総会に報告）
6. 支部長会議（年1回10月に開催）
7. 委員会（各委員会の課題に応じて随時開催）

8. 支部幹事会議（年4回程度開催）

支部事業の執行に関する企画運営事項を審議するため支部幹事会を開催する。

9. 支部委員会（必要に応じて随時開催）

課題を検討するため委員会を必要に応じて開催する。

以上